各務原公園の指定管理者指定申請に係る審査結果について

令和6年11月1日 岐阜県都市建築部都市公園・交通局都市公園課

1 施設の概要

名 称	各務原公園				
所在地	各務原市鵜沼大安寺町1丁目地内				
設置目的	「交通広場」や「交通教室」の設置を特色とする総合公園で、県民の休息、レ				
	クリエーション等の利用に供する施設です。				
根拠条例	都市公園法、岐阜県都市公園条例				

- 2 指定管理者の募集方法 公募
- 3 指定管理者の募集期間 令和6年7月5日から令和6年8月14日まで

4 申請団体

	申	請	団	体	の	名	称
株式会社技研サービス							

5 審査基準

審査項目	配点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	1 0
公園の魅力を高める取組、サービスの向上	1 0
新戦略に資する取組、サービスの向上	2 0
適正な公園運営、施設の維持管理	5
収支計画	1 0
組織・体制	1 5
危機管理	1 0
経営基盤	5
地域連携	5
計	1 0 0

6 岐阜県指定管理者制度等運用委員会の開催日 令和6年10月28日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者等(指定管理者候補予定者)を決定しました。

<優先交渉権者(指定管理者候補予定者)>

申請団体の名称	主	な	選	定	理	由	
株式会社技研サービス	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認						
	められるため。						

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者(指定管理者候補予定者)との間における細目協議が調った後、県議会の議決 を経て、当該優先交渉権者(指定管理者候補予定者)を各務原公園の指定管理者に指定する予定で す。

<指定期間>

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)